

## 東京都オープンデータコミュニティ会員規約

本規約は、東京都オープンデータコミュニティ（以下、本コミュニティといいます）の基本事項を定めるとともに本コミュニティに参加する会員（以下、会員といいます）と東京都オープンデータコミュニティ運営事務局（以下、運営事務局といいます）との関係に適用します。本コミュニティでは、入会の登録をいただいた時点で、本規約を承認したとみなします。

### 第1条（目的）

本コミュニティは、シビックテックや民間企業等のオープンデータ利用者と、東京都との有機的なコミュニケーションを実現するための、手段、機会、場を構築する事を目的として設立します。

### 第2条（運営者・運営事務局及び業務内容）

（1）本コミュニティは、東京都が運営します。なお、本コミュニティ運営に係る各種業務を運営事務局として株式会社ボーンレックスに委託します。

（2）運営事務局は、以下の業務を行います。

ア 本コミュニティの運営

イ 会員へのオープンデータに関するニーズの聴取

ウ オープンデータ利活用事例の収集

エ オープンデータ利活用に関する会員からの相談等への対応

オ その他オープンデータの利活用に必要な業務

### 第3条（本コミュニティの参加に関する条件及び入会登録）

（1）本コミュニティに参加を希望する者は、本規約に同意の上、入会登録を申請します。

（2）運営事務局が登録希望者の申請を承認したときに入会登録が完了し、登録完了後、本コミュニティに参加することができます。

（3）運営事務局は、入会登録内容に誤りを発見した場合、修正を求めることがあります。

（4）運営事務局は、入会登録の申請者に運営事務局の判断により、入会登録の申請を承認しないことがあります。

（5）運営事務局は、本規約のほか、本コミュニティ利用のルール、注意事項等を定めることができます。

#### 第4条（本コミュニティの利用）

（1）会員は、本コミュニティを無償で利用できます。

（2）会員は、以下のようなことが可能です。

ア 会員向け Slack での自身の開発サービスなどに関する投稿・情報発信

イ 会員同士の交流、意見交換

ウ オープンデータやオープンデータ利活用に関する運営事務局への問い合わせ

エ オープンデータ利活用（既存のサービスへの活用や新規開発を含む）に関する相談

オ 会員を対象としたイベントへの参加

カ オープンデータ利活用事例の運営事務局への自薦他薦 他

（3）運営事務局は、会員に対し、本コミュニティおよびオープンデータの利用等に関してヒアリングすることがあります。また、ヒアリング結果は、回答者の同意の上で、特設サイト等で公開することがあります。

（4）運営事務局が会員に対し、秘密であることを明示して秘密情報（他の参加者の秘密情報を含みます）を開示した場合、会員はその秘密情報の取扱いに関して、運営事務局の指示に従うものとします。

#### 第5条（会員向けサービスに関するログインアカウント等の管理）

会員は自らの責任において、本コミュニティで利用する ID・パスワードなどの認証情報を完全に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはなりません。

#### 第6条（反社会的勢力の排除）

（1）会員は、本コミュニティに参加するにあたり、反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

（2）会員は、本コミュニティに参加するにあたり、反社会的勢力との関わりを一切持たないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

（3）運営事務局は、本条に違反した会員に対し、何らの事前の催告なく、本コミュニティから退会させることができます。

（4）前項に定める処分を行った場合、運営事務局は会員に対して損害賠償義務を負いません。

#### 第7条（禁止事項）

（1）本コミュニティ会員は、本コミュニティに参加するにあたり、法令または公序良俗に違反する行為、コミュニティの運営に支障をきたす行為、及び他の会員の利益を棄損する行為を行ってはなりません。

（2）前項に違反する行為が行われた場合、運営事務局は本規約第9条に基づき、当該会

員を本コミュニティから退会させることができます。

(3) 運営事務局は、本条に違反した会員に対し、アカウントの利用停止のほか、違反の是正のために適切な措置をとることがあります。

(4) 前2項に定める処分を行った場合、運営事務局は、会員に対して損害賠償義務を負いません。

#### 第8条（知的財産権、著作権）

(1) 会員は、自ら権利を有しまたは権利者の許諾を得た文章、画像、映像等に関するのみ、会員向け Slack に投稿することができるものとします。

(2) 会員向け Slack に投稿された文章、画像、映像等の著作権は、投稿者に帰属します。

(3) 本コミュニティを通じて得た情報を利用して会員が独自にした開発等について、運営事務局が特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権その他一切の権利を主張することはありません。知的財産権の出願・登録等の適切な保護措置の要否は参加者が各自判断してください。

(4) 運営事務局は、会員向け Slack を利用して投稿された文章、画像、映像等について、本コミュニティの実施及び周知宣伝のために利用できるものとし、会員はあらかじめその利用を承諾します。

(5) 本条第1項ないし第3項に定めるものを除き、本コミュニティおよび本業務に関連する文章、画像、映像等のすべてにつき、その著作権その他の知的財産権は、運営事務局に帰属します。会員は運営事務局に無断でこれらを利用、複製、譲渡、貸与、翻訳、改変、転載、公衆送信、伝送、配布、出版してはなりません。

#### 第9条（会員向け Slack への投稿等の削除、強制退会）

(1) 運営事務局は、会員が以下のいずれかに該当する場合に会員向け Slack における当該会員の投稿データを削除し、当該会員に対して本コミュニティから退会させ、または会員としての登録を抹消することができるものとします。

ア 本規約のいずれかの条項に違反した場合

イ 登録事項に虚偽があることが判明した場合

ウ その他、運営事務局が本コミュニティに参加することが不適當であると判断した場合

(2) 運営事務局は、本条に基づき運営事務局が行った行為により会員に生じた損害について、一切の責任を負いません。

#### 第10条（退会手続）

会員が退会を希望する場合は、運営事務局の定める手続にしたがって退会を申請してください。

#### 第 11 条（保証の否認および免責事項）

（１）運営事務局は、本コミュニティ特設サイト及び会員向け Slack に、セキュリティに関する欠陥、エラーやバグがないことは保証しておりません。

（２）運営事務局は、本コミュニティに関して、会員同士または第三者との間において生じた取引、紛争等について一切責任を負いません。

#### 第 12 条（サービス提供の中止）

運営事務局は、必要やむを得ない場合、会員に通知の上、本コミュニティの内容を変更しまたは本コミュニティの提供を中止することがあります。

#### 第 13 条（規約の変更）

運営事務局は、必要と判断した場合には、本コミュニティ特設サイト上であらかじめ告知して、本規約を変更することができます。なお、本規約の変更後、本コミュニティの利用を開始した場合には、当該会員は変更後の規約に同意したものとみなします。

#### 第 14 条（個人情報の取扱い）

運営事務局は、本業務において取得する個人情報について、「東京都オープンデータコミュニティプライバシーポリシー」に従い適切に取り扱うものとします。

#### 第 15 条（連絡先）

運営事務局は、会員から変更届出がない限り、登録されている連絡先を有効なものとし、会員に連絡する必要があるときは、当該登録されている連絡先に連絡します。登録情報に変更があった場合には速やかに登録情報を修正してください。

#### 第 16 条（権利義務の譲渡の禁止）

会員は、運営者の書面による事前の承諾なく、本コミュニティの地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

#### 第 17 条（準拠法・裁判管轄）

（１）本コミュニティの利用、本業務の運営及び本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

（２）本コミュニティの利用及び本業務の運営に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 18 条（お問い合わせ窓口）

お問い合わせは、下記の窓口までお願いいたします。

**【東京都オープンデータコミュニティ運営事務局】**

（委託事業者）

住所：〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3 丁目 3 - 1 新東京ビル 4 階

社名：株式会社ボーンレックス

管理責任者：室岡拓也

メールアドレス：od-community@bornrex.com

**【附則】**

本規約は、2023 年 5 月 22 日より施行する。